

特別支援学校の制度化による教員免許制度について

盲・聾・養護学校の教員免許状（現行制度）

小学校・中学校・高等学校・幼稚園の教員免許状

+

盲学校教員免許状

聾学校教員免許状

養護学校教員免許状

盲学校で教授

聾学校で教授

養護学校で教授

「特別支援学校」の制度化

特別支援学校の教員免許状

「総合性」と「専門性」のバランスに配慮

- ・ 学校制度の一本化に合わせ、免許状も一本化。
- ・ 特定障害についての専門性の確保の観点から、修得した単位数等に応じて、教授可能な教育の領域の一又は二以上を定めて免許状を授与。

小学校・中学校・高等学校・幼稚園の教員免許状

+

特別支援学校教員免許状

【最低修得単位 26単位】

特別支援学校が対象とし得る5つの障害についての基礎的な知識・理解（重複障害、LD、ADHD等を含む）

「総合性」

「専門性」

視覚障害者に関する教育

聴覚障害者に関する教育

知的障害者に関する教育

肢体不自由者に関する教育

病弱者に関する教育

※単位数については、一種免許状取得の場合

- ・ 特別支援学校において 免許状に定められた教育の領域について教授が可能
- ・ 免許授与後、認定講習などにおける単位数修得の状況に応じて 教育の領域の追加も可能